船舶の抹消登録申請

船舶法第14 条第1 項

（総トン数２０トン以上の日本船舶）

【申請対象者】

船舶所有者の全員（又は船舶所有者の全員から委任を受けた海事代理士）

【提出時期】

抹消登録すべき事実が発生した日から２週間以内

【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書〔申請様式第3 号〕

【添付書類】

|  |  |
| --- | --- |
| 海外売船による国籍喪失の場合 | * 売買契約書、譲渡契約書の写し * 引き渡しに関する書面の写し * 輸出許可通知書の写し |
| 解撤の場合 | 地方運輸局、運輸支局等が発行した解撤証明書等 |
| 沈没、滅失の場合 | 船員法第19条の規定による報告書(海難報告書)の写し(当該官庁の証明を得たもの)又は事実を証する官公庁の書面など |
| 改測の結果20ﾄﾝ未満であることが判明した場合 | 改測を行った管海官庁が交付した通知書 |

* 返信用封筒及び切手（法務局発行の嘱託書副本(登記済証)を希望する場合に限る）
* 船舶国籍証書（原本）
* 抹消の登録申請を行ったときは遅滞なく、旧証書を最寄りの管海官庁に返還してください。
* 船舶国籍証書を電子で交付を受けている場合は、船舶国籍証書の写し。
* 委任状（代理人による申請の場合に限る）

【手数料】

登録手数料（抹消）　６，７００円（船舶法施行細則第48 条）

* + 所定の様式〔手数料様式第１号〕に収入印紙を貼付
* 証明書は発行されませんので、必要な方は、別途登録事項証明書を請求してください。

【申請先】

最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）又は、運輸支局（事務所）